

独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

# 四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

## 第4号

発行日／平成16年2月1日

発行所／四国生乳販連農業協同組合連合会

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番6号

TEL 087-825-0289 FAX 087-825-1254

編集・発行人／菊川 時彦



**平成十六年度  
飲用向け乳価について**

(社)中央酪農会議は一月二十日、生乳取引等委員会を開き、平成十六年度飲用向け乳価交渉について

情報交換したが、出席した委員からは、「取引先乳業メーカーに実現可能な要求を行うべきだ。」とする意見が出たほか、「現行価格以上を目指し、できれば十五年度内に早期決着すべきだ。」などの意見が出た。

四国生乳販連は、一月二十六日に生乳受託販売委員会、理事会を開き、平成十六年度飲用向け乳価について以下のとおり決定し、一月末に取引乳業メーカーに要請しました。

「平成十六年度の生乳価格については、実現可能な水準とし、現行価格以上を基本として、要求する。具体的には、『用途別価格を明確化し、現行価格水準以上』とする。但し、「一定水準を下回る乳価の乳業者については、別途交渉を行い、値上げ」を要求する。」

## 四国生乳販連の現状と その目指すもの

参事 菊川 時彦

私は、指定団体が事業開始以来三年目を迎えようとしています。

この機会に、現状・考え方の一端をご報告申し上げご理解賜りたいと思います。

小さな連合会でありましても、総務・財務・生乳販売・補助事業・その他付随する事柄等、すべての業務を行わなければなりません。

現在の人的体制は、三名。その内一名は女子職員、残り二名は私と担当課長で、香川県農協(元の経済連)からの出向体制で働いています。

従って、担当制を敷くほどの人員もいませんし、限られた三名で連携して一生懸命、頑張って業務を行つてゐるところです。

こうしたことから、当初より「着実な歩み」を心がけ、現在まで、会員団体等の協力を得ながら業務運営・事業推進の基礎を築いてきました。今後も質素な連合会であつても「最大の業務効率を誇る連合会」を目指しています。

そこで、常々考へている連合会が目指す具体的な方向ですが、「生乳単協の販売手数料・検査料・集乳送

の販売事業に特化した団体」として、「生産者の眞の代表」として、より

ふさわしい団体を目指して、流通の合理化や中間コストの削減はもとより、適正乳価の実現など酪農家の負託に応えられる体制を作り上げることだと思います。

現状の一例を申し上げますと、乳価は四国各県毎に、しかも取引乳業毎に販売価格が異なります。

十四年度の全取引乳業への販売単価では、百円を超える取引乳業から少し低い九十一円弱の乳業までとなつてゐる。

(販売単価平均では九十六円十五銭四厘、前年度より〇・四六八円増加) 県別平均では、高い県の九十七円八十二銭の会員から、低い県の九十三円九十三銭の会員まで、さまざまな状況ですし、同一乳業でも出荷する県団体により価格が異なる。

各県団体及び単協は、その異なる乳代をブールして、その中から経費

乳運賃・とも補償、消費拡大、経営安定などの拠出金・保険料・CS冷却経費などを控除して生産者に精算している。

まず、四国内の手数料をみてみると、単協・県酪連・販連三団体（全国連含まない）で、一・四五八五%、kg当たり約一円三十八銭を手数料として頂いて、それぞれの酪農の事業運営を行っています。

手数料内訳は、

単協 ○一・二〇%

平均○・七〇五%、  
○・六四九円/kg

県連 ○・三五%  
○・八〇%、  
平均○・六〇四%、  
○・五四六円/kg

四国 ○・一五%  
○・一四四円/kg

全取引乳業メーカーへの四国販連の総平均販売単価は、比較する上で、プレミアムなどを除いた九十五円六十銭、これに全ての平均流通経費、kg当たり七円八十四銭を控除（率、八・一九%）すると、酪農家手取り乳価平均は、kg当たり八十七円七十七銭となる。

この他に別途、補給金・とも補償

補助金のkg当たり一円二十銭が加算される。また、酪農家手取り乳価平均の高い県平均と低い県では、四円程

度の格差がある。

県毎、単協毎に酪農家の手取りは、乳価そのものは同じであっても単協と、単協・県酪連・販連三団体（全国連含まない）で、手数料内訳は、

kg当たり約一円三十八銭を手数料として頂いて、それぞれの酪農の事業運営を行っています。

手数料内訳は、

以上のように、ひとつの経費項目をみても県単位あるいは単協毎に事業の取り組み方、CS施設の有無と管理方法、施設を持たない県、事業・人的体制が異なる県、現状を見ると地域により、組織の事業体制等が非常にさまざまとなっている。

もっと碎いた、言い方・見方をしますと、各県団体の権限、即ち自分達の権限が減つても、四国の酪農家にとって、良くなればいいんだと思つて、農協組織関係者が一体となり取り組まないと改善は図れない。

そうは言つても、現実には四国生乳販連で、例えば乳代を平準化する事により、現状の低い県の乳価が上がり、高い県が下がる様な極めて单纯な方法での平準化は、進めるべきではない。

高い県会員、酪農家の一定の理解が得られない事も事実であります。

しかしながら、いつまでも、過去の経過など既成概念ばかりにとらわれて、本質を忘れ、利害ばかりにと

らわれていては、将来の大切な目標を失い何事も進まない。販連の立場だから四国各県の実情・実態が良く見える様にも思える。今一度、手数料・集乳運賃・部会費等の経費控除項目の内容が異なるため、手取り単価は同じにならない。

また、酪農家の意見が均一でなくなってきている事から、多様な要望に応えられる事業展開を、結果として反映しなければ改善に繋がらないと思っています。

酪農家の皆様は、そういう指定団体に早くなつてもらいたいと強く望んでおられるものと私は理解していますし、そういう広域指定団体にするのが使命であるとの考え方で、取り組んでいます。

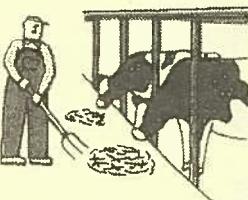
広域指定団体がスタートした十三年度以降、毎年、四国内の県連・単協の詳しい生乳に関する実態調査を会員団体のご協力を得て行つて、その調査結果を参考に酪農家のコスト削減に繋がる機能強化を含めた集約をどうするのか等、さまざまな議論・協議を続けていますが、行きつくところは、単協・県連の組織改革を含めた役割分担の明確化などの事業全体の採算性も加味した、一層、本音の議論が特に必要と考えられます。

このことは、平成十年四月十六日付け畜産局長通達より示された、指定団体の広域化推進の方向、全農が現在進めている事業改革の方向、全酪連が進める一県一農協の方向などを踏まえ、農協組織の再編整備を一層促進する必要があると方向付けされている。

また最近、農水省幹部も広域指定団体の機能強化については、思い切った組織改革・リストラをしないと酪農家は生き残れない環境化にあるとの、見解を報道機関を通じて示されている。

いろいろ申し上げましたが、酪農をたずさわる関係者が一体となり、見えない壁を取り除き「四国はひとつ」を基本理念として、理解・協力・連携のもとに、それぞれの課題・問題点をひとつひとつ議論を尽くして実践することであり、目的はひとつ「酪農家の負託に応えること」、その一点のみと、私は考えます。

今後とも一層の「支援のうえ、」「理解」協力をよろしくお願い申し上げます。



## 平成十五年度 乳価交渉について

乳価交渉の概要を報告します。

### 一、経過

値上げ要請額は三月三十一日の生乳受託販売委員会に諮り、理事会で生産意欲を喚起し得る取引乳価の実現を目指すということで五円以上と決定しました。

第一回乳価交渉を三月三一日にもち、理事会の決定内容を乳業者に要請しました。

明治乳業からは、前年度据え置きの回答がありました。

森永乳業からは、六月十一月に奨励金一円の回答がありましたが、その内容は据え置きの回答でした。

その他乳業については大手との交渉が見えてきた段階で具体的な交渉をすることとしました。

### 二、決着について

委員会の報告ではホクレンは「送乳体制強化対策費」として三十銭を獲得しました。

七月七日開催の中酪の生乳取引等力広域団体、全国連の情報等を的確につかみ、具体的な交渉を進めてきましたが、記録的な冷夏、長雨による消費の落ち込み、需給の緩和が顕著になつた。大手乳業の中間決算も下方修正という状況になり、値上げは据え置きを主張、新たな具体的な

回答を引き出すまでには至らなかつた。

九月に森永乳業、明治乳業と交渉しましたが、進展は無く。十月に明治乳業西日本酪農事務所と正副会長が大阪で交渉しましたが、物別れとなる。

十月、十一月と三社と交渉しましたが、進展はありませんでした。こう着状態が続き、進展しない中で指定団体長懇談会も再三開催され、協議したが、打開策が見出されなかつた。

十一月下旬に指定団体長と大手乳業の会談がもたれたが、乳業は内容を撤回するに至らなかつた。

十二月十日に生乳受託販売委員会、理事会を開催し、全国の情勢等を報告し、据え置きもやむを得ないということを決定した。

十二月十五日に取引乳業各社と交渉をもち、決着した。

### 三、決着内容

- ① 飲用向け等、全用途の乳価については、「据え置き」とする。
- ② 今後においても、引き続き乳業者自らが、牛乳の「市場正常化」並びに消費拡大普及運動等施策に対し、積極的に理解を示し取り組むこと。
- ③ 取引契約締結に当たっては、複雑な表示内容となつてている部分等は、用途別に明瞭な表示方法に取引契約を変更すること。
- ④ 生処の共存を図る観点から、生産者団体が行う生産振興対策については、乳業者においても積極的に一體となり協力すること。
- ⑤ 乳価に関することは、全て指定団体を通じて行うこと。

四国生乳販連としては、このような状況を踏まえ、据え置きもやむなしという決定をしました。

今後、指定団体として減少する酪農生産者の要望・要求をどのように反映できるのか、勿論、乳価は一番重要ではあるが、乳価だけでなく、元集荷多元販売機能・集送乳業務等を含めた、生乳販売事業全般に対し、取り組み方等さまざまな角度でしかも本音で議論を尽くして実践することが求められる。

## 平成十六年度 計画生産について

昨年の全体の需給としては、①天候要因等により全体としての飲用需要の減少が見込まれること、

②その他乳製品向け需要も減少が見込まれること、③夏場を中心とした都府県の飲用需要減に伴い、増産基調にある北海道での特定乳製品向け量が増加したこと、等から脱脂粉乳在庫がさらに積み増すこと態となっています。

国際交渉の結果・家畜排泄物法等の生産現場への影響・脱脂粉乳需給の悪化等などから、適正な計画生産対応を講じることが、これまで以上に求められます。

なお、十六年度計画生産の方針・手法・全国供給目標等を、二月十二日開催予定の需給調整等委員会で協議し、三月三日の団体長会で決定する予定です。

四国生乳販連としては、中央の方針に基づき、販売委員会に諮り、理事会で決定する予定です。



# 広域指定団体の機能強化に係る 中期目標について

## 中期目標について

(社)中央酪農会議が平成十五年十二月に策定した「広域指定団体の機能強化に係る中期目標」の内容は、以下のとおりです。

- 一、指定団体・農協・県連の役割分担の明確化と連携強化
- 二、集送乳経費及び乳代の平準化促進
- 三、配乳権の指定団体への集約促進
- 四、乳業者との生乳取引の合理化
- 五、指定団体の財政・組織基盤の確立
- 六、一層の情報開示

### ★送乳経費

送乳経費の共同負担化を図り、県連・単協が管理・負担しているものは委託事業に整理。

### ★今後の進め方

この中期目標は、十六年一二月までに具体的な計画を策定し十七年一月より実施し、十八年度達成を目指とした内容となっている。

十七年度から全ての用途について実施。激変緩和を講ずる場合、十八年度は十四年度の〇%以下に縮減する。



★配乳権の集約  
これらの取組みを通じて指定団体に集約が可能になる。

域内の同一乳業は同一価格に十八年度から統一し、併せて、飲用建値、その他向け等を解消する。

### ★指定団体の財政

県組織・単協組織との役割分担。指定団体の生乳販売に係る機能・施設等の集約による手数料を縮減する。指定団体は機能拡大、充実に見合った手数料の確保により十七年度から収支均衡を図る。十八年度から常勤役員体制を敷く。

設置し、協議を行い、最終的に、生乳受託販売委員会の理解を得て、理事会で協議・決定する。また、中期計画、送乳合理化計画を生乳販売の委託者に公表し、その後、毎年度、計画に記載された内容と実際に取組んだ結果を生乳販売の委託者に公表する。

この中期目標は、十六年一二月までに具体的な計画を策定し十七年一月より実施し、十八年度達成を目指とした内容となっている。

四国生乳販連としては、中期計画等の作成にあたって、検討委員会を

四国生乳販連では十一月十日に開催した生乳受託販売委員会販売委員会、理事会において、「乳質自主規制実施要領」の制定を決定した。

この要領は生乳の衛生的・成分的向上を目指す中で、高品質生乳の確保と適正且つ公平な格付けを行った

ために四国の乳質自主規制統一基準を定め、品質の改善に期するとともに需要者への安定供給に努め、管内酪農の健全な発展に資することを目的

としています。各県会員団体で、この要領に基づき検討いただき、十六年度を目標に、四国の乳質基準を統一し、高品質生乳の生産を進めていきます。

具体的な乳質規格基準は以下のとおりです。

- ・ 乳脂肪 三・五%以上
- ・ 無脂乳 固形分 八・三%以上
- ・ 細菌数 三十万以下
- ・ 対細胞数 三十万以下

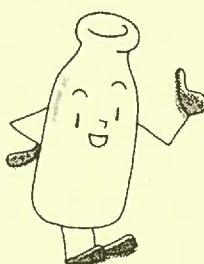
## 牛乳価格調査について

牛乳の市場正常化が叫ばれて久しい中、小売価格の推移を調査し、その実態を検討協議し、安い乳業者は指定団体を経由して是正を求めることを目的として、平成十五年一月より、各県会員団体事務局の方にご協力を頑張り、価格調査を行ってまいりました。

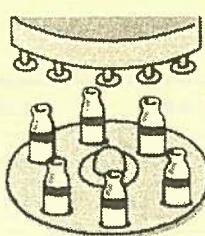
調査結果は、以下のとおりとなっています。

高価格牛乳につきましては、二三七円

二三八円	おいしい牛乳（明治乳業）
一六四円	毎日牛乳（日酪）
一六八円	成分無調整（山陽乳業）
一四八円	淡路島牛乳（三原酪農）
一四九円	バリュー牛乳（日酪）
3・5牛乳（日酪）	（注：特売含む。）
一五八円	青い国四国（四国乳業）
一四九円	阿波の酪農家（森永乳業）
明治牛乳（明治乳業）	



今後、四国生乳販連で生産者との乳質格差金（乳価テーブルと乳質格差金の二方法）・乳質のペナルティ・奨励金等について、原案を作成し、検討していきます。



このため、従来の三団体拠出金単価の大幅縮減をはかる事から、生産者負担拠出金は十銭/kg（十四年度約二十銭、十五年度約十九銭）になります。

なお、新団体の行う事業は、以下とのおりです。

- ①国産生乳の需要拡大、牛乳・乳製品の多様な価値及び正しい知識の普及啓発、新しい機能や価値についての調査学術研究。
- ②生産、流通、取引の合理化を図るための情報の収集・提供と酪農乳業の共通課題の解決の推進。収集・提供と酪農乳業の共通課題の解決の推進。

## 三団体再編統合の動き

## 平成15年度会員別生乳受託販売実績

(単位:t, %)

会員名	第1四半期	前年対比	第2四半期	前年対比	第3四半期	前年対比	累計	前年対比	戸数12月末
徳島県酪連	13,781	96.8	12,341	97.3	12,446	99.6	38,568	97.8	278戸
香川県農協	11,555	98.4	10,369	97.7	10,398	97.0	32,322	97.7	215戸
愛媛県酪連	13,624	100.8	12,232	101.0	12,402	100.5	38,728	100.8	264戸
全農高知県本部	6,933	102.2	6,223	102.8	6,572	98.2	19,728	101.0	115戸
合計	45,893	99.2	41,165	99.3	41,818	99.0	128,876	99.1	872戸

## 平成15年度用途別販売実績

(単位:t, %)

用途別	第1四半期	前年対比	第2四半期	前年対比	第3四半期	前年対比	累計	前年対比
飲用牛乳向け	39,470	98.4	35,916	99.1	36,068	97.7	111,454	98.4
(うち学校向け)	4,124	101.1	2,317	98.2	4,048	97.7	10,489	99.1
醸酵乳等向け	2,677	103.5	2,506	97.1	2,412	96.7	7,594	99.2
特定乳製品向け	2,481	104.0	1,494	108.3	2,119	135.7	6,094	114.4
(うち委託加工向け)	0	—	0	—	94	122.2	94	122.2
生クリーム向け	1,191	104.6	1,179	98.2	1,122	96.2	3,493	99.6
チーズ向け	36	132.1	30	112.1	58	80.0	124	97.9
その他向け(公共分)	38	86.9	40	122.0	39	142.8	117	112.8
総受託乳量	45,893	99.2	41,165	99.3	41,818	99.0	128,876	99.1
加工比率	5.4		3.6		5.1		4.7	

## 平成15年度用途別単価

用途別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	4~12月
飲用牛乳向け	97.42円	97.48円	97.56円	97.48円
(うち学校向け)	110.14円	110.09円	110.21円	110.16円
醸酵乳等向け	79.44円	79.45円	79.44円	79.45円
特定乳製品向け	58.89円	58.89円	58.89円	58.89円
(うち委託加工向け)	—	—	78.44円	78.44円
生クリーム向け	80.66円	80.78円	80.75円	80.73円
チーズ向け	38.00円	38.00円	38.00円	38.00円
その他向け(公共分)	95.40円	96.24円	94.94円	95.63円
総受託乳量	93.81円	94.46円	94.06円	94.10円
成分加算金単価	2.33円	2.01円	3.11円	2.49円

